

加入手続きについて

PTA会員の皆様へ

— 東京都公立小学校・幼稚園向け —

PTA総合補償制度
ご加入のご案内

東京都小学校PTA協議会互助会

PTA総合補償制度とは

PTA総合補償制度は、PTAの皆様の「安心できるPTA活動」をめざし、単位PTAあるいは会員校の児童・園児およびPTA会員（保護者・教職員）等に生じる種々の事故について、次のとおり総合的な補償が行われます。

補償の内容

1. 児童・園児の傷害事故に対して

<普通傷害保険 PTA団体傷害保険特約・熱中症危険補償特約(PTA団体傷害保険特約用)などセット、下記2も同じ>
児童・園児が、PTAの主催・共催するPTA活動に参加中*1(往復途上を含みます。)に急激かつ偶然な外来の事故により被ったケガや死亡に対する補償(ただし、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めるところにより、その給付対象となる場合を除きます。)をします。※細菌性食中毒や熱中症も補償します。

2. PTA会員(保護者・教職員)等の傷害事故に対して

PTA会員(保護者・教職員)とその同居の親族・代理人*2が、PTAの主催・共催する行事に参加中*1(往復途上を含みます。)に急激かつ偶然な外来の事故により被ったケガや死亡に対する補償をします。※細菌性食中毒や熱中症も補償します。

※1 PTAが主催・共催する行事とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催または共催する行事でPTA総会、運営委員会など、PTA会則(名称の如何を問いません。)に基づく手続きを経て決定されたものをいいます。(例えばPTA役員会、常任委員会、総会、研究会、運動会、学校奉仕活動、スポーツ活動、地区PTA等)

※2 代理人とは、その行事への参加が事前にPTAより認められている場合に限りです。

3. 単位PTAの賠償責任について

<賠償責任保険(個人用)普通保険約款、PTA特別約款などセット>

単位PTAが、日本国内においてPTAの主催するPTA活動中、次の法律上の賠償責任を負担した場合に被る賠償金支払等に対する補償をします。

- ①PTAが管理上のミスなどによって学校児童・園児および他の第三者の身体・物に損害をあたえた場合の賠償責任
(例) 催物会場の人員整理が悪く入場者がころんでケガをした等
- ②PTA会員および児童が、PTAが他人から借りたスポーツ用具などをこわしたり、紛失したり、盗難にあたりた場合の持主に対する賠償責任
(例) 行事中誤って備品をこわしたり、借りたスポーツ用具等をこわしたりした場合等

ご加入いただく皆様へ

このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店またはAIU保険会社にお問い合わせください。ご加入に際しましては事前に重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)を必ずご覧ください。特に、皆様にとって不利益な情報(「保険金をお支払いできない主な場合」等)が記載されている部分につきましては、その内容についてご確認ください。

ステップ1

同封の加入申込書に必要事項をご記入・ご捺印(会長印可)の上、ご返送ください。

ステップ2

ご申告いただいた世帯数および児童・園児数の制度掛金(保険料)を払い込みください。
(振込手数料はご加入者様負担となります。)

ステップ3

8月上旬に、加入者証及び各種資料を学校宛にお送りします。内容をご確認いただき大切に保管してください。

2013年6月21日までに全てのお手続きが完了するように余裕をもってお手続きください。7月以降のお手続きとなった場合は補償開始が遅れることがあります。

事故時の請求手続き

ステップ1

「事故の際の連絡先」あるいは「取扱代理店」宛てに事故の内容をお知らせください。

ステップ2

保険金請求書をお送りしますので、必要事項を記入・捺印の上ご返送ください。

ステップ3

審査後、給付金をご指定の口座に振り込まれます。

※1 加入者証と共に送付する保険金請求書をコピーの上ご利用いただいても結構です。

※2 傷害事故の場合、支払給付金が10万円以下であれば、原則診断書は不要です。

※3 ご請求内容により、PTA会長あるいは学校長のご署名ご捺印が必要となります。

※傷害保険請求手続きは事故発生後30日以内、賠償責任保険請求手続きは事故発生後遅滞なく取扱代理店までご連絡ください。(手続き方法等は、別紙PTA総合補償制度の補償概要をご覧ください。)

●事故の際の連絡先

AIUスクールサービスセンター
0120-300399
受付時間:24時間365日受付

■団体契約者

東京都小学校PTA協議会互助会
〒105-0021 東京都港区東新橋2-2-10村松ビル6F
TEL 03-3432-0535

引受保険会社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

■当制度に関するお問合せ先
(取扱代理店)

株式会社 東京セントラル
〒160-0023
東京都新宿区西新宿7-5-25 西新宿木村屋ビル2F
TEL 03-3364-1717
受付時間 月～金 AM9:00～PM5:00 土・日・祝日・年末年始は除く
E-mail info@tokyo-central.co.jp

■引受保険会社

幹事会社
AIU損害保険株式会社 首都圏地域事業本部 東京第二支店
〒163-0814 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル14階
Tel. 03-5473-3601 http://www.aiu.co.jp
受付時間 月～金 AM9:00～PM5:00 土・日・祝日・年末年始は除く

非幹事会社
損保ジャパン
(株式会社損害保険ジャパン)
各保険会社は契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社は他の非幹事会社の業務の代理・代行を行います。各社の引受割合におきましては、取扱代理店までお問い合わせください。

PTA 総合補償制度はPTA 活動中の児童・園児・保護者・教職員のさまざまな事故を幅広く補償する制度です。

補償の内容		補償例	補償の範囲	給付金額	お支払いできない主な場合
傷害(ケガ)の補償	児童・園児の傷害事故に対して 児童・園児が、PTAの主催・共催するPTA活動に参加中(往復途上を含みます。)に急激かつ偶然な外来の事故により被ったケガや死亡に対する補償(ただし、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めるところにより、その給付対象となる場合を除きます。)をします。(※)	・保護者がPTA懇談会参加後、自転車で帰宅途中に転倒しケガをして、10日間入院 支払保険金額:50,000円	PTA行事参加中の傷害(ケガ)	死亡保険金 750万円	次の①～⑪の事由によって生じたケガおよび⑫・⑬については保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為 ③被保険者による自動車、バイク等の無資格運転、酒酔運転、麻薬等の影響下の運転による事故 ④被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失 ⑤被保険者の妊娠、出産、早産、流産 ⑥被保険者に対する外科的手術その他の医療処置(保険金をお支払いするケガの治療を除きます。) ⑦地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑧戦争、暴動等 ⑨放射線照射、放射能汚染 ⑩被保険者が道路以外の場所での自動車、バイク等による競技・競争・興行中(練習中を含みます。)の事故 ⑪被保険者がピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗などの危険な運動中の事故 ⑫被保険者の頸部症候群(むちうち症)、腰痛その他の症状で、医学的他覚所見のないもの ⑬独立行政法人日本スポーツ振興センター法で給付対象となる児童・園児のケガ …など
	PTA会員(保護者・教職員)等の傷害事故に対して PTA会員(保護者・教職員)とその同居の親族・代理人が、PTAの主催・共催する行事に参加中(往復途上を含みます)に急激かつ偶然な外来の事故により被ったケガや死亡に対する補償をします。(※)	・保護者がPTA主催のテニス大会でアキレス腱を断裂し24日間入院 支払保険金額:170,000円(手術保険金50,000円含む。)		後遺障害保険金 (後遺障害の程度によって750万～22.5万円)	
	(※)細菌性食中毒や熱中症も補償します。			入院保険金日額 5,000円 (事故の日から180日限度)	
				手術保険金 一事故あたり一回・入院を伴う手術が対象、所定の手術の種類により 5万・10万・20万円	
				通院保険金日額 3,000円 (事故の日から180日以内かつ90日限度)	
制度掛金(保険料) 1世帯当たり				190円	
PTAの賠償責任	単位PTAが、日本国内においてPTAの主催するPTA活動中、次の法律上の賠償責任を負担した場合に被る賠償金支払等に対する補償をします。 ①PTAが管理上のミスなどによって学校児童・園児および他の第三者の身体・物に損害をあたえた場合の賠償責任 ②PTA会員および児童が、PTAが他人から借りたスポーツ用具などをこわしたり、紛失したり、盗難にあったりした場合の持主に対する賠償責任	PTA活動中、PTAで借りていたビデオカメラを破損させた。 支払保険金額:45,000円(修理代5万円から自己負担額5,000円を差し引きます。) ※示談にあたっては事故発生時から保険会社と相談のうえ、おすすめてください。	PTA活動の遂行に伴う賠償責任	対人 1名 1億円限度 1事故 2億円限度 (自己負担額 1,000円)	次のいずれかの事由によって生じた損害については保険金をお支払いできません。 A.[PTA活動の遂行に伴う賠償責任]および「保管物にかかわる賠償責任」に共通して適用されるお支払いできない主な場合 ①保険契約者または被保険者の故意 ②戦争、外国の武力行使、内乱その他これら類似の事変または暴動 ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ⑤PTA活動の終了後に行われたPTA活動以外の活動によって生じた損害賠償責任 …など B.上記A.に加えて「PTA活動の遂行に伴う賠償責任」に適用される、お支払いできない主な場合 ⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ⑦被保険者が所有、使用または管理する施設の改築、修理、取り壊しなどの工事に起因する損害賠償責任 ⑧自動車・車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます)の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任 ⑨被保険者の占有を離れた物または飲食物に起因する損害賠償責任 …など C.上記A.に加えて「保管物にかかわる賠償責任」に適用される、お支払いできない主な場合 ⑩保管物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による損壊によって生じた損害賠償責任 ⑪保管物を返還した日の翌日から起算して30日を経過した後に発見された保管物の損壊によって生じた損害賠償責任…など
				対物 1事故 500万円限度 (自己負担額 1,000円)	
				保管物 1事故 10万円限度 期間中 500万円限度 (自己負担額 5,000円)	
制度掛金(保険料) 児童・園児1人当たり				10円	

補償の内容の詳細は、別紙「PTA総合補償制度の補償概要」をご覧ください。

保険期間

2013年7月1日 午前0時より
2014年7月1日 午後4時まで

お手続き 申込書及び制度掛金(保険料)の納付は**6月21日必着**でお願いします。

※お手続きが遅れる場合は補償開始日が遅れますのでご注意ください。

制度掛金(保険料)

傷害保険 190円 × 世帯数 } = 制度掛金(保険料)
賠償責任保険 10円 × 児童・園児数 }

※児童・園児が学校・園ごとに全員加入の場合、教師会員の制度掛金は不要です。

※制度掛金(保険料)は単位PTAがとりまとめてお申し込みください。

※中途加入(7月以降の加入)をご希望の際は、制度掛金(保険料)が異なりますので、代理店まで別途お問い合わせください。